

では、次に、本市中心部の農業振興地域整備計画の見直しについて質問いたします。

51年前の1974年、昭和49年夏の東京の平均気温は24.1度だったようです。

2025年、令和7年、今年の夏の東京の平均気温は27.6度と、51年前よりプラス3.5度でした。

また、1974年は、前年のオイルショックの影響を受け、物価が急上昇、庶民の生活を直撃した年、また、田中角栄首相が政治資金疑惑により辞任、山口百恵が大ブレークした年だそうです。

人口は約1億1,000万人、15歳未満の子供の割合は24.4%、65歳以上の高齢者の割合は、約8%。ピークに向かって、ぐんぐんと人口が増えていた勢いのあった時代です。

2025年は、人口約1億2,300万人、子供の割合は11.1%、高齢者の割合は、何と29.3%。1974年より人口自体は増えているものの、ピーク時からは減少が続いている点では1974年と同じですが、勢いは少しずつ失われています。

そんな1974年に策定された新居浜市の農業振興地域整備計画は、現在まで見直されておらず、新須賀町、田所町、八雲町、庄内町といった本市中心部であっても、農振地域の指定により開発が制限されている状況が続いている。

これらの地域には、農振法に基づき、転用が原則不可の青地と、条件付で転用可能な白地が混在しており、都市計画や土地活用を著しく制限しています。

また、これらの地域は、農地法の立地基準であれば、第二種または第三種農地に該当しますが、新居浜市では農振法が優先されているため、柔軟な土地活用が困難となっています。

これらを見直し、時代に即した、かつ、今後を見越した適正な都市計画を進めるために、昨年6月議会にて篠原議員が質問されました。

これに対して、当時の石川市長、宮崎経済部長から、農業振興地域整備計画の見直しのための意向調査と基礎調査を令和8年3月までにそれぞれ完了させ、県と相談し、本市中心部の農業振興地域の指定解除に向けて、前向きに取り組んでいただけた旨の御答弁をいたしました。ですが、農林水産課の意向調査のアンケートは、本年3月下旬に郵送され、回答期限は5月末でした。

現時点での意向調査の結果及び基礎調査の進捗状況について教えてください。

本年4月に施行された改正農振法では、農振地域からの除外に当たり、除外面積16%を白地から青地へ編入することが求められています。

この件に関しては、愛媛県及び新居浜市のホームページにも影響緩和措置として公表されています。

しかし、都道府県が新たな農業振興地域整備計画の基本方針を策定し、令和17年度を目標年度とする新たな青地面積目標に取り組む場合、この16%要件は解除されます。

実際、農林水産省からは6月27日付で、各都道府県知事宛てに改正ガイドラインに関する通達が発出されており、愛媛県でもこれに基づき、新方針の策定が求められているはずです。

そこで、現時点で愛媛県から新居浜市農林水産課への調査依頼や対応

要請が来ているか、教えてください。

また、この農業振興地域内白地から青地への編入の促進は、地権者の同意を得ることは大変難しいと思われます。令和元年以降に、農業振興地域内の白地を青地に編入した新居浜市の実績があるかどうか、教えてください。

農振指定は、都市計画マスタープランや立地適正化計画などの上位計画との整合性を基に、自治体の判断で見直しが可能です。新須賀町、田所町、八雲町、庄内町といった中心部はコンパクトシティー政策との親和性も高く、農振指定を解除することで、企業誘致や住宅誘導区域として設定でき、そうすることで固定資産税、法人住民税、個人住民税等の税収確保といった経済的な好循環にもつながります。

改正農振法でも、人口推移や就業者の変化、生産傾向などの趨勢や地域ごとの事情は、解除判断の根拠として独自に考慮可能とされています。

本市でも、このような実情を踏まえ、令和8年3月の期限までに農業振興地域整備計画の見直しを県に要請すべきではないかと考えますが、経済部長、そして古川市長の御見解をお聞かせください。

また、農振地域の見直しに当たっては、農林水産省だけでなく、複数の省庁が所管する制度や特例も柔軟に活用すべきです。

農林水産省の農産法、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律、こちらは本市全域が対象でありますながら、実施計画は未策定です。

本年6月18日に、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の連名で、農産法の基本方針の変更が公表されました。この農産法を適用して、東温市は北野田地区11ヘクタールの農振除外を行い、本年3月には都市計画の地区計画としてコストコの誘致活動をされています。

この法律に基づき、住宅建設を伴う青地除外も可能です。

国家戦略特区の今治市の例に見られるように、内閣府主導の特例制度によって、地域課題を打開する道も開かれています。

経済産業省の地域未来投資促進法などもあります。今や、国全体が縦割り行政から横割りの地方創生へと大きくかじを切っている中、こうした国の新たな流れを読み解き、制度を有効に活用すべきだと考えますが、新居浜市の御所見をお伺いいたします。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。藤田経済部長。

○経済部長（藤田清純）（登壇） 農業振興地域整備計画の見直しについてお答えいたします。

各種調査の進捗についてでございます。

意向調査につきましては、令和7年3月27日付で、対象者1,359人に調査票を発送し、令和7年5月30日を期限といたしまして、回答者数は528人、回答率は38.9%でございました。

主な結果といたしましては、本市の農業は、個人所有の機械で営農を行なう小規模零細農家の割合が多いこと、将来に向けた営農規模の拡大や新たな展開を考えいくよりは、現

状のまま維持したいという意見が多いこと、一部で、新たに農用地区域に編入を希望する意向があるものの、具体的な場所が記載されていない回答などでございました。

また、基礎調査の進捗状況につきましては、現在、地番の分筆、合筆の整理、図面の整備、計画案の検討などの作業を進めているところでございまして、年度内をめどに県との協議を進めていく予定としております。

次に、愛媛県が策定を予定している農業振興地域整備基本方針についての調査依頼等につきましては、県が農業振興地域整備基本方針を変更し、新たな農用地区域面積目標を設定するための調査として、各市町の基礎調査の実施状況や過去に行った農振農用地への編入状況等についての照会があり、回答をいたしております。

次に、令和元年以降に農業振興地域内の白地を青地に編入した実績についてはございませんでした。

次に、今後の見通しについてでございます。農業振興地域整備計画見直しの愛媛県への要請につきましては、今年度、既に行っております。本年4月施行の農振法の改正により、農地の総量確保のための措置が強化されたことから、県との協議の中で、本市の計画の見直しに際しては、農地の確保に向けて新たな農地を農用地区域へ編入することなどが求められております。

今後につきましては、農振農用地への新たな編入などに向けた取組を進めながら、昨年度の議会答弁のとおり、引き続き年度内をめどに基礎調査を進め、県との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、他の制度や特例を活用しての指定解除についてでございます。

他の制度や特例の活用につきましては、地方創生を進めていく国の新たな流れであると承知しております。現時点では具体的な土地利用計画案件がないことから、他の制度の活用による農業振興地域整備計画の見直しの予定はございませんが、具体的な案件の相談がございましたら、各種制度の要件や本市の農業特性を踏まえながら、県と協議してまいりたいと考えております。

○議長（田窪秀道） 野田明里議員。

○4番（野田明里）（登壇） ありがとうございます。

1点お伺いさせてください。

令和元年以降に農業振興地域内の白地を青地に編入した新居浜市の実績が実際にはないということで、そのような中で土地の確保を目指していくというのはどのような方法で目指していくかれようとしているのか、具体的に教えてください。

○議長（田窪秀道） 答弁を求めます。藤田経済部長。

○経済部長（藤田清純）（登壇） 野田議員さんの御質問にお答えいたします。

令和元年以降、白地から青地にしたもののが一つもなかったということで、これから先も白地を青地に指定できるかどうかというのは、なかなか難しいところがあるかなというふうに思っています。

今回のアンケートの中では、青地にしたいという方の意見もありましたが、それが具体的にどこかという内容が書かれていたもので、その辺りについても、これから先、いろんな協議の場において、そういう

う方がいらっしゃるかどうかも踏まえて、それを確保できるのかどうか、また、県のほうの目標がどういうふうになるのかによって、その数字もまた出てくると思いますので、その辺りで皆さんと協議しながら進めていきたいなというふうに考えております。

○議長（田窪秀道） 野田明里議員。

○4番（野田明里）（登壇） ありがとうございます。

改正農振法によると、令和6年面積が令和12年面積目標に達しているため、令和17年面積目標を新たに設定されたそうです。それによると、令和5年農用地区域内農地からマイナス6.7万ヘクタールと算出されているそうです。新方針を策定することにより、16%の要件が解除される、つまり、これは新方針を、時代に即したものに新しく策定せよという見方もできるのではないかと思います。冒頭でも述べましたように、この50年で世の中は大きく変わりました。人口減少や少子高齢化は想像のはるか上を行く速度で進んでいますが、残念ながらそれらをとどめる有用な手立ては見つかっていません。

そのような中で、50年前にできた計画が見直しもされず、蓋をし続けることには限界が来ているように思います。50年前には最善だったものが、今となっては地域の発展を阻む要因となり得ます。経済について議論する際、失われた30年などと言われておりますが、新居浜市においては失われた50年となり、このままで新居浜市の将来性は今後ますます薄れ、次の世代に大きな負担を残すことにもなりかねません。農業振興地域指定の見直しは、都市計画や人口政策を根本から見直すチャンスでもあります。

また、お米の高騰、拡大し続ける農作物の鳥獣被害、農家の成り手不足など、ますます深刻化する農業に関する問題の改善のためにも必要であると思われます。

制度が複雑で多岐にわたるからこそ、部局横断の強い連携と覚悟を持って、今後の数十年を見据えた希望ある新居浜市の再構築に取り組んでいただきたいと強く要望し、次の質問に移ります。